

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望（案）

● 要望項目

内閣府 厚生労働省 文部科学省 P2	1. 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備
デジタル庁 文部科学省 P2	2. 学校教育における取組への支援
内閣官房 内閣府 財務省 P3	3. 地域の自由度の高い財政支援制度の充実
内閣官房 内閣府 総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 P3	4. 地域の経済情勢への対応
総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 P5	5. 人権侵害や風評被害に配慮した対策の推進

要望事項

1. 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備	(担当部局)
<p>(1) 特効薬及び国産ワクチンの実用化を急ぐこと。 また、追加接種や小児への接種の必要性、変異株に対するワクチンの有効性、交接種の有効性・安全性について、国として端的に分かりやすい情報発信を積極的に行うこと。</p> <p>(2) 感染拡大の予兆探知のためのモニタリング検査や、社会活動・経済活動の維持のために必要とされる検査等が一斉・定期に実施できるよう、検査に要する経費や民間機関を活用した検査体制の充実について、国として支援を行うこと。</p> <p>(3) 今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。</p> <p>(4) 地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入の有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するなど国の責任において行うこと。</p> <p>(5) 国民健康保険の保険者努力支援制度について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健事業の実施に影響が生じているものについては、今後も引き続き事業実績の評価に関して考慮すること。</p> <p>(6) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のために、密接・密集が避けられない中、子どもの安全を確保した上での事業継続が求められている。新型コロナウイルス変異株により、子どもへの感染が拡がってきており、保育所等における感染症防止対策を徹底するために必要となる経費について、補助額を拡充するとともに全額国費による支援とすること。</p>	健康福祉部
2. 学校教育における取組への支援	(担当部局)
<p>(1) 学習環境・指導環境の整備</p> <p>① 高等学校及び特別支援学校高等部においても、如何なる緊急事態が生じていてもICTを活用した学びを保障するため、情報端末の1人1台整備に必要な財政措置を講ずること。</p> <p>② 端末整備後のランニングコスト、通信料、ソフトウェア等に係る経費負担について十分に財政措置すること。</p>	総務部 教育委員会

- ③ 家庭にインターネット環境がない児童生徒に対し、モバイルルータの貸与や通信費等の支援を充実強化の上継続して行えるよう、必要な財源を確保すること。
- ④ 学校での授業のほか、遠隔授業においても学びの保障を担保するため、ICT活用教育に係る教員研修の充実やICT支援員の配置などICTの導入・運用に係る財政支援を拡充すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒及びその保護者の不安や、感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等心のケアに関するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や、相談窓口の設置に必要な財政支援を確実に行うこと。
- ⑥ 学校や寄宿舎における児童生徒の安全を確保するため、感染拡大防止に有効な施設の整備や物品購入、健康管理に必要となる人員の確保に対し、必要な財政支援を行うこと。

<p>3. 地域の自由度の高い財政支援制度の充実</p> <p>(1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を越えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件の弾力化や基金積立要件など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。</p> <p>(2) 令和5年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、地域の実情に応じて引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を措置すること。</p>	<p>(担当部局)</p> <p>総務部</p>
<p>4. 地域の経済情勢への対応</p> <p>(1) 資金繰り対策</p> <p>令和3年3月末で申込みが終了した、都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化が懸念されるため、据置期間・償還期間の延長等の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。</p> <p>(2) 中小・小規模事業者への支援</p> <p>① 事業復活支援金について、感染症が長期化していることで、依然として多大な影響を受けている事業者に対し、再度の給付を行うこと。</p> <p>また、支援額の増額や売上減少率の要件を緩和するとともに、給付要件を満たす事業者と同等の影響を受けている事業者が受給できるよう、法人税法上、法人とみなされる任意団体が対象となるよう給付対象を拡大すること。</p>	<p>(担当部局)</p> <p>地域振興部 農林水産部 商工労働部 土木部</p>

② 「Go To イート事業」などの飲食需要喚起対策は、厳しい状況にある飲食業のみならず、燃油・飼料等の高騰に直面する農林水産業等の支援にも繋がるため、感染状況などの地域の実情を踏まえながら、十分な対策を実施すること。

③ 国の「新たな Go To トラベル事業」については、実施時期や期間など早急に詳細を示すこと。さらに県が実施する「新たな Go To トラベル事業」については、割引率を高く設定するなど、観光需要を十分に喚起できるような効果的な支援制度とするとともに、制度の開始時期等の詳細を早急に示すこと。

(3) 雇用への支援

① 雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、幅広い事業者が厳しい状況にあるため、まん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用すること。

② 小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金についても、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡素化、給付の迅速化を図ること。併せて、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域とそれ以外の地域とで異なる支給日額上限額を早急に同一とすること。

③ 雇用調整助成金の支出増加による労働保険特別会計の逼迫に伴い、令和4年度より、都道府県が行う技能検定について、若年者に対する技能検定受検料の減免措置に係る国の補助金が縮小され、また、国の「若年技能者人材育成支援等事業」の予算削減により、若年技能者や生徒に実技指導を行う熟練技能者の派遣や、児童や生徒を対象としたものづくり体験教室も縮小・休止されているが、将来の地域産業を支える若年技能者の育成・確保に影響が出ないよう、技能の振興や承継に対する施策の充実を図ること。

(4) 地方路線の維持

JRの地方路線の果たしている役割が引き続き堅持されるよう、JR北海道、四国、貨物だけでなく、新型コロナの影響等により厳しい経営状況にあるJR西日本に対しても、コロナ禍を乗り切るための一定の経営支援を講じること。

(5) 農業者・漁業者の経営安定・維持に向けたセーフティネット対策の充実等

① コロナ禍による主食用米の需給悪化の影響を改善するには、生産者、関係団体等による取組では限界があることから、在庫の解消のための実効性のある対策を講じること。

② 新型コロナウイルスの流行により、農林水産物の販売が不安定になる中で、新規就農者や水田園芸などの新たな取組を行う意欲的な担い手が安心して経営できるよう、農業収入保険については、初年度分は決算見込額での加入を認めるなど、加入要件を緩和すること。

③ 新型コロナウイルスによる今後の影響に応じ、令和2年に農業収入保険において設けられた「新型コロナウイルス特例」の措置などについて、実施を検討すること。

また、漁業収入安定対策事業について、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、収束も見通せないことから、感染拡大の影響を受けた年の収入を補償水準の算定から除外するなどの措置を講じること。

(6) 強靱な経済構造の構築

① 景気を下支えし、防災・減災、国土強靱化、長寿命化対策を推進する公共事業予算を確保すること。

② 新型コロナウイルス感染防止対策として、公共工事の現場においてもデジタル技術を活用した非接触・リモート型の働き方に転換するなど、新たな働き方構造の構築を加速させることが求められているため、地域の建設関係業者が i-Construction の推進に向けて取り組む設備投資に対し支援を行うこと。

5. 人権侵害や風評被害に配慮した対策の推進

(1) 患者・家族など新型コロナウイルスと戦う方々に対する差別的扱いや誹謗中傷を防ぐため、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に対する正しい理解が進むよう、政府広報など引き続き必要な対応をとること。

(2) インターネットやSNSを利用した人権侵害に当たると思われる事案等に迅速に対応するなど、法令の改正等も視野に入れ、人権侵害や風評被害に配慮した効果的な対策を講じること。

(担当部局)

総務部
環境生活部
教育委員会

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望（令和3年度実施）措置状況

重点要望項目	達 成	一 部 達 成	達 成 さ れ ず	具体的な内容
命を守るための検査体制・医療提供体制の整備		○		<p>（特効薬及びワクチンの実用化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特効薬、唾液でも利用可能な簡易抗原定性検査キットについては未開発。ワクチンについては、現在国内で承認されたものが全て海外メーカー製であるため、供給量や供給時期が正確に見込めず、安定供給のためにも国産ワクチンの開発が待たれる。 <p>（検査体制の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（国10/10）により検査機器整備の支援を行うとともに、行政検査の検査費や地域外来・検査センター運営費を補助対象とする感染症予防事業費等負担金（国1/2）を増額するなど、新型コロナウイルス感染症にかかる支援を拡充。ただし、行政検査以外の、感染拡大の予兆探知のためのモニタリング検査等を随時実施できるまでの体制には至っていない。 <p>（医療用物資の生産体制等の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> N95マスク、非滅菌手袋などの医療物資については、国による配布や需給状況の改善により、医療機関での調達・備蓄が可能となった。 <p>（診療報酬の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度診療報酬改定では、コロナ感染症にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制構築の視点も踏まえ、本体部分はプラス改定（国費約300億円分）となったが、地方における感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする二次・三次医療機関の診療報酬の大幅な引き上げには至っていない。 <p>（介護・福祉サービス等への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金について、減収による影響には活用できない状況が続いている。 介護・福祉サービス事業所に対するかかり増し経費の支援は継続されているものの、減収に着目した支援はなし。 <p>（国民健康保険の評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の保険者努力支援制度の評価指標（令和2年度実績に係るもの）は現時点で決定されておらず、確認できない。（令和4年6月ごろ決定される予定） <p>（保育所等への補助制度拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等整備交付金の対象事業に、感染症対策のための改修が追加された。

重点要望項目	達 成	一 部 達 成	達 成 さ れ ず	具体的な内容
学校教育における取組への支援		○		<p>(学習環境・指導環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校における生徒1人1台端末整備への財政支援は未達成。 ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算は拡充された。 ・ 県立学校の施設設備の整備や改修に要する費用等に対する財政支援は予算計上されなかった。 ・ 学習指導員の配置については令和3年度と同額となった。
地域の自由度の高い財政支援制度の充実		○		<p>(地域の自由度の高い財政支援制度の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が6.8兆円(うち地方単独分1.2兆円)増額された。
地域の経済情勢への対応		○		<p>(資金繰り対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み再開及び償還期間等の延長や返済猶予等への支援について実現しなかった。 <p>(中小・小規模事業者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金については、制度内容が変更され、新たに事業復活支援金として給付されたが、家賃支援給付金の再度の給付については実現しなかった。 ・ 経営相談体制の強化については、旅費等の活動費が認められるなど一定の運用の改善が図られた。 <p>(地域観光事業支援・GoToトラベル事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域観光事業支援については、支援対象が隣接県まで拡大されるとともに令和4年5月末までの事業延長がなされたが、1人当たりの補助限度額の引き上げは行われなかった。 ・ GoToトラベル事業については令和2年12月28日から全国一斉停止の状況が続いており、後継となる国の「新たなGoToトラベル事業」についても開始の目途はたっていない。また、都道府県版の「新たなGoToトラベル事業」も含め、事業の詳細が示されていない。 <p>(GoToEatキャンペーン事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、令和4年のゴールデンウィーク頃までを基本として実施することとされているが、対象となる可能性があるのは、東京都、大阪府など一部地域に限られる。 ・ 国のGoToEat事業の執行残や今後の新たな補正予算による消費喚起事業実施の可能性はあるものの、スキームや実施時期は示されていない。

重点要望項目	達 成	一 部 達 成	達 成 さ れ ず	具体的な内容
地域の経済情勢への対応 (続き)		○		<p>(固定資産税及び都市計画税の軽減措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減措置は継続されなかったものの、景気回復に向け、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準額の上昇幅を抑える負担調整措置がなされた。 <p>(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度予算には盛り込まれなかったが、令和2年度3次補正等を活用して令和4年度を期間とする3次公募が実施されている。 <p>(雇用調整助成金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金等の特例措置は延長されたが、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律の措置とすることや、5月以降の縮減の遡及適用は講じられていない。 <p>(JR西日本に対する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年2月14日に「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」が立ち上げられ、鉄道事業者と沿線自治体がそれぞれ果たすべき役割・責務や、国による制度面・財政面での支援などについて議論し、今夏までに結論を得て、概算要求等に反映させる予定。 <p>(農業者・漁業者の経営安定・維持に向けたセーフティネット対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 米の在庫の抜本的解消のための緊急対策については、令和3年度補正「コロナ影響緩和特別対策」により、米の長期保管を支援する15万トンの特別枠が創設されたが、この対策の実効性については、今後の需給改善の効果を注視する必要あり。 新規就農者等の農業収入保険への加入について、要件緩和の措置は講じられなかった。 農業収入保険について、令和3年の基準収入算定にあたり新設された新型コロナウイルス感染症による収入減少の影響が反映されないようにする「新型コロナウイルス特例」が、令和4年の基準収入算定に際しては、措置されなかった。 漁業収入安定対策事業について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた年の収入を補償水準の算定から除外するなどの措置は講じられなかった。 <p>(強靱な経済構造の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度国土交通省関係補正予算については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「『ウィズコロナ』下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」、「未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動」及び「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」の四つの柱について、国費1兆5,706億円(公共)の経費が計上された。

重点要望項目	達 成	一 部 達 成	達 成 さ れ ず	具体的な内容
地域の経済情勢への対応 (続き)		○		<ul style="list-style-type: none"> ・ このうち、島根県及び県内市町には、直轄補助合わせて事業費253.7億円、社会資本総合交付金は事業費12.2億円、防災・安全交付金は事業費94.0億円が配分されている。
人権侵害や風評被害に配慮した対策の推進		○		<p>(人権侵害等への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「感染症をはじめとする様々な人権問題の解消に向けた人権擁護活動の強化」として、令和4年度に36億円(補正含む、令和3年度と同額)予算措置された。 ・ インターネット上の誹謗中傷対策で、「侮辱罪」を厳罰化することを盛り込んだ刑法改正案(懲役刑等の追加)が閣議決定された。